

様式（第4条関係）

年 月 日

岩国市長 様

提出者 住 所  
氏 名  
電話番号

ごみ集積場所届出書（新規・変更・廃止）

次のとおり届け出ます。

自治会等名称 (建物等の名称)	
集積場所住所	付近
担当者 (提出者と同じであれば記入不要)	住所
	氏名
	電話番号
世帯数	世帯
収集品目 (該当に○印)	全品目、可燃・不燃、資源品
収集開始(廃止)予定日	年 月 日から(まで)
誓約内容 (新規及び変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所の所有者、自治会長等の管理者及び使用者に設置の承諾を受けています。</li> <li>・ごみ集積場所の設置者、使用者等は、市が定めるごみの分別、排出方法等のルールを遵守するとともに、ごみ集積場所を清潔に保持するよう努めます。</li> </ul>
備考	
添付書類	共同住宅…位置図、建物配置図及び平面図 開発事業…位置図及び平面図

## ごみ集積場所の設置基準

ごみ集積場所は、収集作業及び利用において危険及び支障のない場所であって次の条件を満たすものとする。

- 1 道路交通法による駐停車禁止等道路における交通の規制がされていないこと。
- 2 ごみ収集車の通り抜けができる場所又は通り抜けができない場合は切り返しができる場所があること。
- 3 見通しの悪い曲がり角及びその付近でないこと。
- 4 設置場所の所有者、自治会長等の管理者及び使用者に設置の承諾を受けていること。

上記の事項のほか、家庭廃棄物の保管場所は、次に掲げる基準を満たすこと。

### (1) 共同住宅の 20 世帯以上の場合

- ア 1 世帯（単身者用住宅の場合は、3 世帯）当たり 0.1 平方メートル以上の面積であること。ただし、最小の面積は、2 平方メートルとする。
- イ ブロック等で区画し、幅 1.5 メートル以上の開口の取り出し口を設けること。ただし、外側に 180 度開く扉を設置する等収集に支障が生じない場合は、開口であることを要しない。
- ウ 床面は、コンクリート等で舗装し、汚水等の汚れを除去するための給水及び排水施設を設けること。
- エ 店舗、事務所等と併せて居住の用に供する建物から排出される家庭廃棄物以外の廃棄物と市が収集する家庭廃棄物が混入しないようにすること。

### (2) 共同住宅の 10 世帯以上 20 世帯未満の場合

- ア 1 世帯（単身者用共同住宅の場合は、3 世帯）当たり 0.1 平方メートル以上の面積であること。ただし、最小の面積は、2 平方メートルとする。
- イ その他構造等については、市長と協議すること。

### (3) 開発事業の場合

- ア 1 戸（単身者用住宅の場合は、3 世帯を 1 戸とする。）当たり 0.1 平方メートル以上の面積とし、おおむね 20 戸ごとに 1 か所ずつ設置すること。ただし、その最小の面積は、2 平方メートルとする。
- イ ブロック等で区画し、幅 1.5 メートル以上の開口の取り出し口を設けること。ただし、外側に 180 度開く扉を設置する等収集に支障が生じない場合は、開口であることを要しない。
- ウ 床面は、コンクリート等で舗装し、汚水等の汚れを除去するための給水及び排水施設を設けること。
- エ 幅員 4 メートル以上、勾配 10 分の 1 以下の道路に面し、収集車両が横付けして容易に収集できる場所であること。ただし、収集車両が前進のままで保管場所に進入し、通り抜けができる通路又は回転路がある場合は、この限りでない。